

名古屋市民御岳休暇村における 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策ガイドライン

令和2年5月25日 名古屋市観光文化交流局文化振興室
(令和2年8月3日変更)

本ガイドラインは、国における新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日変更）、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡（令和2年7月8日）、厚生労働省健康局結核感染症課長及び医薬・生活衛生局生活衛生課長通知（令和2年2月5日）のほか、宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）（令和2年5月21日一部改訂、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会・一般社団法人日本旅館協会・一般社団法人全日本シティホテル連盟）、バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第4版）（令和2年7月21日、公益社団法人日本バス協会）、貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン（第2版）（令和2年7月21日、貸切バス旅行連絡会）、長野県新型コロナウイルス感染症対応方針（令和2年7月31日、新型コロナウイルス感染症長野県対策本部）、本市の市有施設の開館に向けたガイドライン（令和2年5月15日）等を踏まえ、名古屋市民御岳休暇村の運営において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

今後、国の方針の変更や各種ガイドラインの改訂があった場合は、本ガイドラインの内容も必要に応じて適宜改訂する。

1 利用者が順守する事項

- (1) マスク等による咳エチケット、石鹼・アルコール消毒液による手洗いを徹底する。
- (2) 来館前に自宅で検温し、37.5度以上の発熱や、軽度であっても咳・咽頭痛等の症状、倦怠感等の自覚症状がある場合は、来館しない。
- (3) 入館時の検温に協力する。来館後に発熱や体調不良になった場合は、施設職員にすみやかに申し出る。

- (4) 大声での発声、近接した距離での会話、施設内共用部での飲食（体調維持のための水分補給を除く）など、感染リスクの高い行為を避ける。
- (5) 感染者が出た場合は、保健所等の聞き取りに協力する。また、濃厚接触者となった場合は、保健所等の指示に従う。

2 施設管理者が行う事項

(1) 基本原則・共通事項

- ア 出勤前の検温等、職員の体調管理はもちろんのこと、マスクの着用、石鹼・アルコール消毒液による手洗いを徹底する。
- イ 利用者用のアルコール消毒液を施設入口やエレベーター前などの共用部に設置する。また、客室内にも手洗い用洗剤及びアルコール消毒液を配置する。
- ウ 客室内及び客室の鍵、ドアノブ、トイレ、ロビー等の手指が触れる箇所（机・椅子・電気のスイッチ・蛇口・手すり・エレベーターのボタン等）をこまめに消毒・清掃する。
- エ 密閉、密集、密接（以下「三密」という。）を避けるため、利用人数に余裕を持たせる。
- オ 厚生労働省が推奨する以下の方法により、施設内の換気を徹底する。
 - *機械換気による方法
 - ビル管理法の考え方に基づく必要換気量（1人当り毎時 30 m³）を確保するとともに、換気設備の清掃、整備等を実施する。
- カ トイレは蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。また、ペーパータオルを設置し、ハンドドライヤーは止める。
- キ 鼻水、唾液等が付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ク 感染者が出た時の木曽保健所や名古屋市等への通報等、連絡体制を整備する。
- ケ 本ガイドラインに示す「利用者が順守する事項」を施設入口など共用部への掲示やウェブサイトへの掲載により、徹底した周知を行う。
- コ 利用者に対し、施設使用申込書の提出時に当該事項を順守する旨の誓約を求める。なお、利用者が誓約しない場合または順守しない場合、施設管理者は使用許可を取り消すことができる。（名古屋市民御岳休暇村条

例第2条第3項、同条例第5条)

(2) 利用者の来館前、入館・利用時の対策・留意点

- ア 利用日の前日に予約確認と併せて利用者の体調について電話で確認する。また、利用日の当日に発熱や体調不良の症状がある場合は、施設の利用を控えるよう要請する。
- イ チェックインの際、利用者同士の距離を保つため、間隔を空けた整列待機位置をあらかじめ表示し、誘導する。また、対面会話が行われる箇所では人と人との間隔（できるだけ2mを目安に）を確保するか、アクリルボード設置等の飛沫感染防止措置を行う。
- ウ 利用者のマスク着用を促し、マスクを持参していない利用者にはマスクを配付する。
- エ 感染者が出た場合の追跡調査のため、施設使用申込書により利用者の連絡先を把握する。
- オ 検温機器（サーモグラフィー）により利用者の検温を行い、37.5度以上の発熱がある場合は、利用を控えるよう要請する。なお、すみやかな退去が困難な場合は、専用の客室に待機させ、他の利用者との接触を避ける。
- カ オにおいて、呼吸困難など感染が疑われる場合は、専用の客室での待機に加え、木曽保健所に連絡し、感染の疑いのある者の症状を伝え、その後は保健所の指示に従う。

(3) エリア別の対策・留意点

- ア 客室
- ・ 三密を避けるため、余裕のある人数での利用とする。
- イ 食堂、宴会場（大広間）
- ・ 入口にアルコール消毒液を配置するとともに、職員のマスク・手袋着用、調理担当者の衛生管理を徹底する。また、利用客にも食事開始までマスク着用を要請する。
 - ・ テーブル（卓）の間隔は2m以上を保ち、席数を減らす。
 - ・ 利用者同士が正面に向き合わないよう、席をずらして配置する。

- ・ 不特定多数の利用者が同じポットや調味料類を使用しないよう、テーブル（卓）の上にそれらを置かないように配慮する。
- ・ 下膳と同時に料理の提供を行わない。
- ・ 朝食はビュッフェ方式からセットメニューでの提供に代える。

ウ セントラル・ロッジ大浴場、温泉施設「こもればの湯」

- ・ 大浴場の利用はセントラル・ロッジまたはキャンプ場の利用者に限るが、温泉の利用については、長野県が推進する「地域内消費の拡大」の趣旨に則り、近隣住民等の日帰り客も可とする。
- ・ 発熱や体調不良の場合は利用を控える旨の貼り紙を掲示する。
- ・ 脱衣所や浴室で不特定多数の手が触れる箇所は消毒・清掃する。
- ・ 利用者に分散利用をお願いするなど、利用人数が過剰にならないよう配慮する。

エ 天文館

- ・ 天文館は三密になりやすいため、天体望遠鏡による観望会は少人数に限定して行う。
- ・ 人数が多い場合は、三密にならないように配慮しつつ、ロビーの大型スクリーンに天体望遠鏡のリアルタイム画像を映す。また、展望台等での屋外観察を勧める。

オ 会議室

- ・ 三密を避けるため、余裕のある人数での利用とする。
- ・ テーブル、いす等の共用物品は、利用の都度、こまめに消毒する。

カ 送迎用車両

- ・ 運転手はマスクを着用する。また、利用者の手指消毒を行ったうえで、マスクを持参していない利用者にはマスクを配付する。
- ・ 座席の間隔を空けて着席するよう誘導する。
- ・ 運転席と後部座席の間にビニールシート等で仕切りを設ける。

キ キャンプ場（テント、キャビン）

- ・ 三密を避けるため、定員に対して余裕のある人数での利用とする。